

主要国における外国弁護士受入制度の概要・表

		職務経験要件	第三国法	共同事業	雇用
日本		あり	書面による助言を受けて可	外国法共同事業の許容	可
		(期間)3年(直近要件なし)			
		(職務経験地)第三国経験可			
米国	22州	外弁受入制度なし			
	28州 及びコロンビア特別区	(期間) 申請直前5年中3年 3州 (ニューヨーク, ミシガン, テキサス) 申請直前6年中4年 2州 (カリフォルニア, オハイオ) 申請直前7年中5年 15州 (フロリダ, ハワイ, アラスカ等) 申請直前5年中5年 3州 (ノースカロライナ, ルイジアナ, マサチューセッツ)	不可 11州 (カリフォルニア等)	制限なし	制限なし
		(職務経験地) 原資格国のみ 18州 第三国経験可 9州 (ニューヨーク, インディアナ等)	原則不可だが, 一定の場合(助言を受けて等)可 7州 (ハワイ等)		
			可 5州 (ニューヨーク, ワシントンDC等)		
連合王国		なし	制限なし	ソリシターとは可 バリスターとは不可	事実上不可 外国弁護士とソリシターとの共同事業がソリシターを雇用することのみ可
中国		あり	不可	まず協力関係を樹立し, 実践を経て, 条件が熟すれば, 司法部の許可を得て共同事務所の設立可	不可
		(期間・職務経験地) 国外で2年以上 事務所 務所の代表者は, 国外で3年以上			
フランス		外弁受入制度なし			
ドイツ		なし	不可	制限なし	制限なし